

2012年5月31日

株 主 各 位

第27回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の注記及び計算書類の注記につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様を提供しております。

連結計算書類の注記

計算書類の注記

(2011年4月1日から2012年3月31日まで)

日本たばこ産業株式会社

連結計算書類の注記

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、当年度から会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

なお、当社グループは、2012年3月31日に終了する連結会計年度からIFRSを初めて適用しており、IFRSへの移行日（以下、移行日）は2010年4月1日となります。

(2) 新基準書の早期適用

当社グループはIFRS第9号「金融商品」（2010年10月改訂）（以下、IFRS第9号）を当年度より早期適用しております。

IFRS第9号は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」（以下、IAS第39号）を置き替えるものであり、金融商品に償却原価と公正価値の2つの測定区分を採用しております。公正価値で測定される金融資産に係る公正価値の変動は損益で認識することとなっております。ただし、資本性金融商品への投資に係る公正価値の変動は、売買目的で保有している場合を除いて、その他の包括利益で認識することが認められております。

当年度期首における上記の早期適用が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(3) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は240社であります。

主要な連結子会社は、TSネットワーク㈱、日本フィルター工業㈱、JT International S.A.、Gallaher Ltd.、鳥居薬品㈱、テーブルマーク㈱、ジェイティ飲料㈱、㈱ジャパンビバレッジホールディングスであります。

連結計算書類には、決算日を親会社の決算日に統一することが実務上不可能であり、親会社の決算日と異なる日を決算日とする子会社の計算書類が含まれております。当該子会社の決算日と親会社の決算日の差異は3ヶ月を超えることはありません。

連結計算書類の作成に用いる子会社の計算書類を当社と異なる決算日で作成する場合、その子会社の決算日と当社の決算日との間に生じた重要な取引又は事象については必要な調整を行っております。

(4) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社等の数は11社であります。

主要な持分法適用の関連会社は、㈱エヌ・ティ・ティ・データ・ウェーブであります。

連結計算書類には、他の株主との関係等により、決算日を統一することが実務上不可能であるため、決算日が異なる関連会社への投資が含まれております。決算日の差異により生じる期間の重要な取引又は事象については必要な調整を行っております。

また、当社グループが有するジョイント・ベンチャーについては、持分法によって処理しております。

(5) 連結子会社の事業年度等に関する事項

当社グループの海外たばこ事業の運営主体であるJT International Holding B.V.及びその傘下の子会社（以下、JTIHグループ）の決算日は12月31日であり、2011年1月1日から2011年12月31日までを当年度に連結しております。

当社グループの連結決算実務においては、JTIHグループの連結決算（サブ連結）を実施した上で当社グループ全体の連結決算を実施しております。当社グループにおいてJTIHグループは、海外たばこ事業を運営する一体の事業管理単位であり、サブ連結ベースで予算・実績管理を行うと共に、一体の財務報告管理体制として財務報告の精度・品質の担保に大きな役割を果たしております。このような連結決算プロセスの下で従来と同様の連結財務報告の品質を担保し、会社法上の法定スケジュール等へ対応した上で、当社グループ全体の財務報告期間の統一を行うには、当社グループ全体にわたる決算日程の更なる短縮が必要となります。その実現のためには、JTIHグループサブ連結決算の実施及び当社への報告プロセスの変更に加え、当社における連結処理や注記情報を含む連結財務諸表作成工程の再構築及びそれに対応する適切な人員配置・人材育成、更には決算承認プロセスの見直し等、当社グループ全体にわたる決算プロセス・システムの見直し及び体制整備が必要となるため、当面の間、報告期間の統一は実務上困難であると判断しております。

しかしながら、現在IFRSに共通化された会計基準の下で、内外一体となった決算・管理体制の強化・効率化を図るための取組みを当社グループ全体で推進し、できる限り早期に報告期間の統一を実現してまいります。

JTIHグループの決算期と当社決算期との間には3ヶ月の期間差がありますが、近年、当社グループの海外たばこ事業の季節変動及び期間変動は比較的小さく、報告期間の不一致が当社グループの連結財政状態及び経営成績に与える影響は限定的であります。なお、当該期間差における重要な取引又は事象については必要な調整を行い、

財務諸表利用者が当社グループの連結財政状態及び経営成績を適切に理解・把握するための適切な処置を行っております。

(6) 会計処理基準に関する事項

① デリバティブ以外の金融資産の評価基準及び評価方法

(i) 当初認識及び測定

金融資産は損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定される金融資産へ分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定される金融資産については、損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

全ての金融資産は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) その他の金融資産

償却原価により測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定しております。

公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額は損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく低下した場合には利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については当期の損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、便益を受領する権利が消滅したか、譲渡されたか、又は実質的に所有に伴う全てのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。

(iv) 金融資産の減損

IAS第39号に基づき、各報告日ごとに償却原価で測定される金融資産について、減損の客観的証拠の有無を評価しております。減損の証拠には、債務者又は債務者グループの重大な財政状態の悪化、元金の支払いに対する債務不履行や延滞、債務者の破産等を含んでおります。

当社グループは、減損の存在に関する客観的な証拠の有無を、個別に重要な場合は個別評価、個別に重要でない場合は集合的評価により検討しております。

減損が発生しているという客観的な証拠が存在する場合、減損損失は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定しております。

減損が認識された償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は貸倒引当金を通じて減額され、減損損失を損益として計上しており、将来の回収を現実的に見込まず、すべての担保が実現又は当社グループに移転されたときに、直接減額しております。減損認識後に生じた事象により、翌年度以降に減損損失の見積額が変動した場合には、過年度に認識された減損損失は貸倒引当金を用いて調整しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体の純投資ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおります。

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。

また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

なお、投入までの期間が12ヶ月を超える葉たばこについては、正常な営業循環期間内で保有するものであるため、すべて流動資産に含めて表示しております。

④ 重要な減価償却資産の減価償却方法

(i) 有形固定資産及び投資不動産(リース資産を除く)

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得価額には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、及び資産計上の要件を満たす借入費用を含めております。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。

投資不動産は、賃貸収益又は資本増価、もしくはその両方を目的として保有する不動産であります。

投資不動産の測定においては、有形固定資産に準じて原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	38～50年
機械装置及び運搬具	10～15年

なお、見積耐用年数及び減価償却方法等は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(ii) 無形資産(リース資産を除く)

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しております。

有限の耐用年数を有する無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。有限の耐用年数を有する無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

有限の耐用年数を有する無形資産の主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	20年
ソフトウェア	5年

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しております。

(iii) リース資産

リースは、所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合にはオペレーティング・リースとして分類しております。

ファイナンス・リース取引においては、リース資産及びリース負債は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で連結財政状態計算書に計上しております。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額とに配分しております。金融費用は連結損益計算書で認識しております。リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

オペレーティング・リース取引においては、リース料は連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。また、変動リース料は、発生した期間の費用として認識しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」に従い、契約の実質に基づき判断しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として現在の債務（法的債務又は推定的債務）を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値が重要な場合には、決済のために要すると見積られた支出額の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、貨幣の時間的価値の現在の市場評価とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いております。

また、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従い、リストラクチャリング引当金については詳細な公式計画を有し、かつ計画の実施や公表を通じて、影響を受ける関係者に当該リストラクチャリングが確実に実施されると予期させた時点で認識しております。当該引当金は、リストラクチャリングから発生する直接支出のみを計上対象としており、以下の双方に該当するものであります。

- ・リストラクチャリングに必然的に伴うもの
- ・企業の継続活動に関連がないもの

⑥ 従業員退職給付及び共済年金給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、1956年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付に係る負債に含めて計上しております。

当社グループは確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して各制度ごとに個別に算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、未認識の過去勤務費用及び制度資産の公正価値（必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む）を控除して算定しております。また期待運用収益及び利息費用は、金融費用として計上しております。

数理計算上の差異は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、給付の権利が確定するまでの平均期間にわたって定額法で費用認識しており、当該給付が確定給付制度の導入又は変更直後に既に権利確定している場合は、発生した期の損益として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

当社グループは選択適用が可能であるIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（以下、IFRS第1号）の免除規定を採用し、移行日における確定給付制度に関する全ての累積数理計算上の差異を利益剰余金に振り替えております。

⑦ 収益の計上基準

(i) 物品の販売

当社グループは、たばこ製品、医療用医薬品、加工食品等の販売を行っており、このような物品の販売からの収益は、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を買手に移転し、物品に対する継続的な関与及び実質的支配を保持せず、将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、当該便益及びそれに対応する原価を信頼性をもって測定可能である場合に認識しており、通常は物品の引渡時となります。また、収益は値引、割戻及び消費税等の税金を控除後の受領した又は受領可能な対価の公正価値で測定しております。

なお、たばこ税及びその他当社グループが代理人として関与した取引における取扱高については、収益より控除しており、これらを除いた経済的便益の流入額を売上収益として連結損益計算書に表示しております。

(ii) 利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

(iii) 配当金

配当は、支払を受ける株主の権利が確定した時に認識しております。

(iv) ロイヤリティ

ロイヤリティは、関連する契約の実質に従って発生基準で認識しております。

⑧ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより円貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額は損益として認識しております。ただし、在外営業活動体(海外子会社等)に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の資産及び負債は決算日の直物為替相場により、収益及び費用は取引日の直物為替相場又はそれに近似するレートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の損益として認識しております。

なお、子会社のうち、JTIHグループの決算日は12月31日であり、換算に用いる為替相場は、当該海外子会社の決算日に基づいております。

また、当社グループは選択適用が可能であるIFRS第1号の免除規定を採用し、移行日前の累積換算差額をすべて利益剰余金に振り替えております。

⑨ 重要なヘッジ会計の方法

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体の純投資ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジは、公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって実際に非常に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しております。

ヘッジ会計に関する厳格な要件を満たすヘッジは、IAS第39号に基づき以下のように分類し、会計処理しております。

(i) 公正価値ヘッジ

デリバティブの公正価値変動は、連結損益計算書において損益として認識しております。ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、連結損益計算書において損益として認識しております。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が損益に影響を与える時点で損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。ヘッジ手段が失効、売却、又は他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了又は行使された場合、もしくはヘッジ指定を取り消された場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、予定取引又は確定約定が発生するまで引き続き資本に計上しております。

(iii) 在外営業活動体に対する純投資ヘッジ

在外営業活動体に対する純投資から発生する換算差額については、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。ヘッジ手段に係る利得及び損失のうち、有効部分はその他の包括利益で認識し、非有効部分は連結損益計算書において損益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。

⑩ 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) のれんの償却に関する事項

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

当社グループは選択適用が可能であるIFRS第1号の免除規定を採用し、2010年4月1日より前の企業結合に関して、IFRS第3号「企業結合」を遡及適用しておりません。即ち、移行日現在の従前の会計基準(日本基準)に従ったのれんの帳簿価額を、移行日におけるのれんの帳簿価額としております。

2. 連結財政状態計算書に関する注記

- (1) 資産に係る減価償却累計額(減損損失累計額を含む)
- | | |
|-----------|------------|
| 有形固定資産 | 831,449百万円 |
| のれん及び無形資産 | 541,533百万円 |
| 投資不動産 | 77,589百万円 |
- (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務
- ① 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。
- | | | |
|------------|--------|------------|
| 担保に係る債務の金額 | 国内普通社債 | 239,905百万円 |
|------------|--------|------------|
- ② 一部の連結子会社において担保に供している資産は10,800百万円であります。
- | | | |
|-------------------|------------|----------|
| 担保に供している資産の内容及び金額 | 土地、建物及び構築物 | 9,231百万円 |
| | 機械装置及び運搬具 | 571百万円 |
| | その他 | 998百万円 |
- また、担保に供している資産に対応する債務は2,692百万円であります。
- | | | |
|------------|-----|----------|
| 担保に係る債務の金額 | 借入金 | 2,342百万円 |
| | その他 | 350百万円 |
- (3) 資産から直接控除した貸倒引当金
- | | |
|--------------|-----------|
| 営業債権及びその他の債権 | 1,729百万円 |
| その他の金融資産 | 14,137百万円 |

3. 連結持分変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当年度期首 株式数(千株)	当年度 増加株式数 (千株)	当年度 減少株式数 (千株)	当年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	10,000	-	-	10,000
自己株式				
普通株式	479	-	-	479

- (2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2011年6月24日 定時株主総会	普通株式	38,086	4,000	2011年3月31日	2011年6月27日
2011年10月31日 取締役会	普通株式	38,086	4,000	2011年9月30日	2011年12月1日

- ② 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度になるもの
2012年6月22日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

(議案)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2012年6月22日 定時株主総会	普通株式	57,129	利益剰余金	6,000	2012年3月31日	2012年6月25日

- (3) 当年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|--------|
| 普通株式 | 4,119株 |
|------|--------|

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社及び主要な連結子会社は、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク)に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、主要な財務上のリスク管理の状況については、四半期ごとに当社の経営会議への報告を行っております。

デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的や売買目的の取引は行っておりません。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

当年度末における連結財政状態計算書計上額及び公正価値は、次のとおりであります。

	連結財政状態計算書計上額	公正価値
	百万円	百万円
① 長期借入金	127,496	127,844
② 社債	320,534	328,767

償却原価で測定する短期金融資産、短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似しております。

長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当社及び連結子会社が発行する社債の公正価値は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

5. 投資不動産に関する注記

(1) 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他地域において、賃貸オフィスビルや賃貸住宅等を所有しております。

(2) 投資不動産の公正価値に関する事項

当年度末における投資不動産の連結財政状態計算書計上額及び公正価値は、次のとおりであります。

	連結財政状態計算書計上額	公正価値
	百万円	百万円
投資不動産	67,387	177,642

(注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 投資不動産の公正価値は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額であります。その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準にしたがい、類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	171,617.35円
(2) 基本的1株当たり当期利益	33,700.97円
(3) 希薄化後1株当たり当期利益	33,687.78円

7. 偶発債務に関する注記

当社グループは、現在係属中の複数の訴訟の当事者となっております。その最終結果について合理的に見積もることが不可能な訴訟については、引当金は計上しておりません。

なお、当社グループは、これらの訴訟において、当社グループの主張に確固たる根拠があるものと考えており、社外弁護士と連携のうえ応訴体制を整備し、適切に対応しております。

(1) 喫煙と健康に関する訴訟

当社グループは、喫煙、たばこ製品のマーケティング又はたばこの煙への曝露から損害を受けたとする訴訟の被告となっております。喫煙と健康に関する訴訟については、当社グループを被告とする訴訟、又はRJRナビスコ社の米国以外の海外たばこ事業を買収した契約に基づき当社が責任を負担するものをあわせて、2012年3月31日現在25件係属しております。現在係属中の喫煙と健康に関する訴訟のうち、主なものは以下のとおりであります。

① 個人訴訟

南アフリカにおいて当社の被補償者に対して1件の個人訴訟が提起されております。

② 集団訴訟

当社グループ会社又は当社の被補償者に対して、カナダにおいて8件、イスラエルにおいて1件の集団訴訟が提起されております。

③ 医療費返還訴訟

カナダにおいて、当社グループ会社及び当社の被補償者に対し、ブリティッシュ・コロンビア州政府、ニューブランズウィック州政府、オンタリオ州政府及びニューファウンドランド・ラブラドル州政府により提起された4件の医療費返還訴訟が係属しております。

(2) その他の訴訟

当社グループは、商事紛争、税務紛争その他の訴訟においても被告となっております。主なものとして、日本において当社グループ会社を被告として損害賠償等を求める訴訟が2件係属しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2012年4月13日開催の取締役会において、株式の分割を行うこと及び単元株制度を採用することを決議しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額の引き下げにより、投資家が当社株式に、より一層投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的として、1株につき200株の割合をもって株式分割を行うことといたしました。

また、株式分割と同時に、全国証券取引所が2014年4月1日までに売買単位を100株又は1,000株に集約することを踏まえ、単元株式数を100株とする単元株制度を採用することといたしました。

これらにより、当社株式の投資単位当たりの金額は、株式分割及び単元株制度採用前の2分の1になります。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2012年6月30日(土)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	10,000,000 株
今回の分割により増加する株式数	1,990,000,000 株
株式分割後の発行済株式総数	2,000,000,000 株

③ 分割の日程

基準日公告	2012年5月31日(木)
基準日	2012年6月30日(土)
効力発生日	2012年7月1日(日)

(3) 単元株制度の採用

① 新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

② 新設の日程

効力発生日 2012年7月1日(日)

なお、当該株式分割が当年度期首に行われたと仮定した場合の当年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	858.09円
(2) 基本的1株当たり当期利益	168.50円
(3) 希薄化後1株当たり当期利益	168.44円

また、当該株式分割に伴い発行可能株式総数を4,000万株から80億株とする定款変更及び単元株制度採用に伴い単元株式数を100株とする定款変更は、2012年6月30日までに財務大臣の認可を受けることが条件となります。

9. 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

計算書類の注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(4) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備を除く)	38~50年
機械及び装置	10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権	8年
商標権	10年
ソフトウェア	5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、主として、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。

② 賞与引当金

従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、1956年6月以前(公共企業体職員等共済組合法施行日前)の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当事業年度の損益として処理しております。

(7) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利通貨スワップについて、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている場合には、一体処理によっております。

(8) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(9) 会計方針の変更

① たばこ税相当額の売上高及び売上原価からの控除

当社は従来、たばこ税相当額を売上高及び売上原価に含める方法を採用していましたが、当事業年度より、これを売上高及び売上原価から控除する方法に変更しております。

売上高に含まれるたばこ税相当額はその同額が売上原価に含まれているため、利益に影響を与えるものではありません。しかしながら、近年の当社を取り巻く事業環境において、たばこ税相当額が売上高及び売上原価に多大な影響を及ぼすようになり、当社の業績が事業活動の成果以上に過大に捉えられる可能性があると考えております。

このような状況下における今後の事業環境を踏まえ、たばこ税相当額を売上高及び売上原価から控除し表示することで、当社の業績をより適切に開示できると考えております。

また、当社グループが当連結会計年度から適用する国際会計基準に基づいた会計処理を勘案することが適切であり、さらに「我が国の収益認識に関する研究報告（中間報告）－IAS第18号「収益」に照らした考察－（平成21年12月8日 日本公認会計士協会）」における税金相当額の取扱いも斟酌し、事業の実態をより適切に反映するものとして当該変更を行うものであります。

当該会計方針の変更については、遡及適用を行っておりますが、当事業年度の期首の純資産に反映されるべき累積的影響額はないため、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

また、従来売上高として開示していたたばこ税相当額が含まれた売上高については、たばこ税込の売上高として「3. 損益計算書に関する注記」に記載しております。

② 1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

(10) 表示方法の変更

① 前事業年度において、損益計算書の営業外費用に区分掲記しておりました「為替差損」（当事業年度280百万円）は、重要性が減少したため、当事業年度においては営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

② 前事業年度において、損益計算書の営業外費用に区分掲記しておりました「共済年金給付費用」（当事業年度915百万円）は、重要性が減少したため、当事業年度においては営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

(11) 追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	32,948百万円
短期金銭債務	29,611百万円
長期金銭債務	13,121百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

612,914百万円

(3) 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。

担保に係る債務の金額	国内普通社債	240,000百万円
------------	--------	------------

(4) 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
JTI (UK) Finance PLC	90,130 百万円	社債保証 外貨建による保証 90,130百万円 (522百万ユーロ) (252百万英ポンド)
JT International Holding B.V.	54,446	借入保証等 外貨建による保証 54,446百万円 (306百万英ポンド) (131百万ユーロ) (0百万米ドル)
JTI Ireland Limited	21,415	借入保証等 外貨建による保証 21,415百万円 (195百万ユーロ)
JT International Hellas A.E.B.E.	19,638	借入保証等 外貨建による保証 19,638百万円 (179百万ユーロ)
JT International Company Netherlands B.V.	14,237	借入保証等 外貨建による保証 14,237百万円 (130百万ユーロ)
その他 (44社)	76,863	借入保証等
計	276,728	

(5) 取締役及び監査役に対する金銭債務

長期金銭債務	69百万円
--------	-------

(6) 「キャッシュ・マネージメント・システム預り金」は、当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムにおける資金の受託であります。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 当事業年度におけるたばこ税込の売上高は2,019,143百万円であります。

なお、たばこ税込の売上高は売上高にたばこ税相当額を加えた金額であります。

(2) 関係会社との取引高

売上高	128,604百万円
仕入高	77,298百万円
販売費及び一般管理費	62,563百万円
営業取引以外の取引高	24,818百万円

(3) 研究開発費は、総額43,378百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。

(4) 特別損失の「東日本大震災による損失」は、東日本大震災により、当社の製造工場等で発生した、たな卸資産の廃棄損失及び操業停止に伴う固定費等であります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (千株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (千株)	当 事 業 年 度 末 株式数 (千株)
自己株式				
普通株式	479	—	—	479
合計	479	—	—	479

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	24,085百万円
共済年金給付負担金	32,711百万円
固定資産減損損失	1,497百万円
賞与引当金	4,560百万円
その他	14,805百万円
繰延税金資産 小計	77,658百万円
評価性引当額	△1,931百万円
繰延税金資産 合計	75,727百万円

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	△20,347百万円
その他	△14,643百万円
繰延税金負債 合計	△34,990百万円
繰延税金資産の純額	40,738百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.35%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.35%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.41%
試験研究費等の税額控除	△1.50%
評価性引当額	△16.18%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.82%
その他	0.58%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.01%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が2011年12月2日に公布され、2012年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.35%から、2012年4月1日に開始する事業年度から2014年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.78%に、2015年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.41%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が4,914百万円減少し、法人税等調整額が5,445百万円、その他有価証券評価差額金が531百万円、それぞれ増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額		科目	期末残高
					資金の貸付	資金の返済受入		
子会社	テーブルマーク(株)	所有直接100%	資金の貸付等	資金の貸付 (注) 1	百万円	百万円	短期貸付金	百万円
					32,690	30,185		13,699

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	T S ネットワーク(株)	所有直接74.5%	キャッシュ・マネージメント・システムによる資金の受託	余剰資金の受入 (注) 2、3	百万円 -	キャッシュ・マネージメント・システム預り金	百万円 168,013
	(株)ジャパンビバレッジホールディングス	所有直接66.7%	キャッシュ・マネージメント・システムによる資金の受託	余剰資金の受入 (注) 2、3	-	キャッシュ・マネージメント・システム預り金	29,001
	JTI(UK) Finance PLC	所有間接100%	債務保証	債務保証 (注) 4	90,130	-	-
	JT International Holding B.V.	所有間接100%	債務保証	債務保証 (注) 4	54,446	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 資金の受入金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. キャッシュ・マネージメント・システムにおける資金の貸借については、頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。

4. 債務保証は社債及び銀行借入に対し行ったものであり、保証額等に基づき算定した保証料を受け取っております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	202,039.18円
(2) 1株当たり当期純利益	14,989.87円
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	14,984.00円

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2012年4月13日開催の取締役会において、株式の分割を行うこと及び単元株制度を採用することを決議しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額の引き下げにより、投資家が当社株式に、より一層投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的として、1株につき200株の割合をもって株式分割を行うことといたしました。

また、株式分割と同時に、全国証券取引所が2014年4月1日までに売買単位を100株又は1,000株に集約することを踏まえ、単元株式数を100株とする単元株制度を採用することといたしました。

これらにより、当社株式の投資単位当たりの金額は、株式分割及び単元株制度採用前の2分の1になります。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2012年6月30日(土)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	10,000,000株
今回の分割により増加する株式数	1,990,000,000株
株式分割後の発行済株式総数	2,000,000,000株

③ 分割の日程

基準日公告	2012年5月31日(木)
基準日	2012年6月30日(土)
効力発生日	2012年7月1日(日)

(3) 単元株制度の採用

① 新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

② 新設の日程

効力発生日 2012年7月1日(日)

なお、当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。

(1) 1株当たり純資産額	1,010.20円
(2) 1株当たり当期純利益	74.95円
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	74.92円

また、当該株式分割に伴い発行可能株式総数を4,000万株から80億株とする定款変更及び単元株制度採用に伴い単元株式数を100株とする定款変更は、2012年6月30日までに財務大臣の認可を受けることが条件となります。

9. 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。